

## 【オーストラリア】反ユダヤ主義への対処及び銃規制のための法律

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

\* 2025年12月のシドニーでの銃乱射事件を受け、2026年1月、反ユダヤ主義に対処するための刑法典の改正や全国銃器買取制度の創設等を内容とする2件の法律が制定された。

### 1 背景及び経緯

2025年12月14日、ユダヤ教の祭り「ハヌカ（Hanukkah）」のためシドニーのボンダイビーチに集まっていたユダヤ人コミュニティメンバーに対し、反ユダヤ主義者による銃乱射事件が発生し、10歳の子供を含む15人が犠牲となった。

翌15日、アルバニージー（Anthony Albanese）首相は、「銃規制の強化を含め、あらゆる措置を講じる用意がある」<sup>1</sup>と述べて国家内閣（National Cabinet）<sup>2</sup>を招集し、反ユダヤ主義、ヘイト（憎悪）、暴力及びテロリズムの根絶並びに銃規制法改革のため、強力で断固とした、かつ、焦点を絞った行動を起こすことを確認した。特に、銃規制の具体例として、全国銃器登録簿の整備、個人が所有できる銃器数の制限、合法的な銃の種類への制限、銃器免許の取得を豪州国籍保持者に限定すること等を挙げた<sup>3</sup>。

連邦政府は、これ以降、銃乱射事件に関連する対応策を次々に公表していった。

同月18日、反ユダヤ主義等への対応に関し、これまで行ってきたヘイトクライムへの対応強化<sup>4</sup>に加え、①宗教指導者等がヘイトスピーチによる暴力の助長を行った場合の法定刑の加重、②暴力を助長するヘイトスピーチに対する罰則強化、③暴力又は人種的憎悪を助長するヘイトスピーチを行う指導者が属する組織を指定する制度の構築等のため、法改正を行う予定であること等が発表された<sup>5</sup>。

同月19日、同首相は、ポートアーサー事件<sup>6</sup>後1年間実施された全国銃器買取制度に倣い、同様の制度の創設及び連邦政府から州・準州へ買取資金の援助を行うための法律案を提出予定であると述べるとともに、銃規制の権限を有する州・準州政府に対し、2026年3月までに「野心的な新しい銃規制法改革」に同意し、同年7月1日までに改革を立法化するよう求めた<sup>7</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月10日である。

<sup>1</sup> Anthony Albanese, “Press Conference,” 2025.12.15, p.2. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10630132/upload\\_binary/10630132.pdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10630132/upload_binary/10630132.pdf)>

<sup>2</sup> 国家的重要課題に対して連邦及び州・準州政府が連携して対処するため、2020年3月13日、新型コロナウイルス感染症パンデミックの下で初めて設置された。国家内閣は、連邦及び州・準州政府の主権や権限を侵害するものではなく、連邦及び州・準州政府は必要に応じて合意事項を実施する責任を負う。連邦及び州・準州の各首相で構成される。“National Cabinet.” Federation.gov.au website <<https://federation.gov.au/national-cabinet>>

<sup>3</sup> Anthony Albanese, “Meeting of National Cabinet,” 2025.12.15. Prime Minister of Australia website <<https://www.pm.gov.au/media/meeting-national-cabinet-8>>

<sup>4</sup> 内海和美「【オーストラリア】ヘイトシンボル等の禁止—刑法改正—」『外国の立法』No.299-1, 2024.4, p.38. <<https://doi.org/10.11501/13516734>>; 内海「【オーストラリア】ヘイトクライム（憎悪犯罪）への対応強化—刑法典の改正—」『外国の立法』No.303-2, 2025.5, p.37. <<https://doi.org/10.11501/14242757>> 等を参照。

<sup>5</sup> Anthony Albanese et al., “Special envoy’s plan to combat antisemitism,” 2025.12.18. Prime Minister of Australia website <<https://www.pm.gov.au/media/special-envoys-plan-combat-antisemitism>>

<sup>6</sup> 1996年4月28日、タスマニア州ポートアーサーで発生した銃乱射事件で、35人が死亡した。

<sup>7</sup> Anthony Albanese et al., “Albanese Labor Government will establish a National Gun Buyback Scheme,” 2025.12.19. Prime Minister of Australia website <<https://www.pm.gov.au/media/albanese-labor-government-will-establish-national-gun-buyback-scheme>>

2026年1月20日、連邦議会に2件の法律案が提出され<sup>8</sup>、同日、「2026年反ユダヤ主義、ヘイト、過激主義対策（銃器及び関税法）法」（以下「銃器法」）及び「2026年反ユダヤ主義、ヘイト、過激主義対策（犯罪及び移民法）法」（以下「反ユダヤ主義法」）が成立した<sup>9</sup>。翌21日裁可、一部を除き22日施行である（銃器法附則第2第7章は、同年2月18日施行）。

## 2 銃器法及び反ユダヤ主義法の内容

銃器法及び反ユダヤ主義法は、それぞれ全3か条附則3編から成る。

### (1) 全国銃器買取制度（National gun buyback scheme）の創設（銃器法附則第2第1章）

銃規制法の効果は最も規制の緩い州・準州の水準に左右されるため、銃規制の実効性を確保するには法律の規制内容が各州・準州間で統一されることが重要となる<sup>10</sup>。そのため、連邦政府による全国銃器買取制度が創設された（第1条）。同制度は、「全国銃器プログラム」（2025年12月15日の国家内閣で確認された、銃器免許や銃器数削減等に関する措置等。第2条）を支援するものと位置付けられ<sup>11</sup>、2026年1月1日～2027年12月31日に実施される（同条）。州・準州が同プログラムのために設け、かつ、（銃器法を所管する連邦）内務大臣が承認した銃器買取のための補償制度に基づき、州・準州は（銃器所持者等に対し）補償金を支払い（第3条）、連邦政府はその一部を（州・準州へ）助成する（第4条）。

### (2) 反ユダヤ主義への対処のための刑法典の改正（反ユダヤ主義法附則第1）

#### (i) 宗教指導者等による暴力行使の煽（せん）動等に対し、法定刑を加重

刑法典に第80.2DA条（以下条名は全て刑法典の条名）が追加され、人種、宗教、性別、性的指向等により区別される集団への暴力行使の煽動等（第80.2A条～第80.2BE条）を行った者が宗教指導者、宗教教育等を行う精神的指導者等である場合、法定刑が拘禁10年の場合は同12年に（第80.2DA条第1項）、同7年の場合は同10年に（同条第2項）、それぞれ加重された。

#### (ii) 「禁止されるヘイト集団（Prohibited hate group）」に関する犯罪の創設

刑法典に第5.3B章「禁止されるヘイト集団」（第114A.1条～第114C.2条。全18か条）が追加された。ヘイト集団の違法化に当たり、これまで連邦法で使用されていなかった「ヘイトクライム」の用語が定義された（第114A.3条）。ヘイトクライムとは、同条の施行前後を問わず、(a)人種、国籍、民族的出身により区別される集団に対する暴力の煽動・脅迫等、(b)禁止されたシンボル（鍵十字等）の公然陳列、ナチス式敬礼、(c)対象集団の人種、国籍、民族的出身を理由として公然と憎悪を煽動する行為で、連邦法等の規定により犯罪となる行為等である。禁止されるヘイト集団とは、ヘイトクライムを構成する行為に従事し、従事する準備・計画をし、又は従事することを助ける組織をいう（第114A.4条）。総督は、内務大臣の助言に基づき同集団を指定するための規則を制定する（同条）。新たに、同集団に関する次の行為が犯罪と規定された。同集団の活動の指揮（第114B.1条）、同集団への加入（第114B.2条）、同集団への勧誘（第114B.3条）、同集団への、及び同集団からの資金提供（第114B.5条）等。

<sup>8</sup> 当初の2026年議事日程では、1月に本会議の予定はなかった。しかし、1月12日、アルバニー首相から下院議長に（下院規則第30条）、ウォン（Penny Wong）上院議員（上院与党院内総務）から上院議長に（上院規則第55条）、1月19日・20日の本会議開催が要請された。なお、19日は、犠牲者への追悼決議案が審議された。

<sup>9</sup> Combating Antisemitism, Hate and Extremism (Firearms and Customs Laws) Act 2026, No.1, 2026. <<https://www.legislation.gov.au/C2026A00001/asmade/text>>; Combating Antisemitism, Hate and Extremism (Criminal and Migration Laws) Act 2026, No.2, 2026. <<https://www.legislation.gov.au/C2026A00002/asmade/text>>

<sup>10</sup> Albanese et al., *op.cit.*(7)

<sup>11</sup> *ibid.*